

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（8 件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 53 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和 8 年 9 月 2 日

4 処分理由

平成 13 年 11 月頃から平成 16 年 3 月頃までの間に、自宅において、当時勤務校生徒と性行為を行った。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記被害者が特定される可能性があることから、被害者の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 48 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職 6 月

3 発令年月日

令和8年9月2日

4 処分理由

令和7年10月21日、電車内において、下車しようと歩き出した女性に対して、左手の指で、同女性の大^{たい}腿^{たい}部を着衣の上から触った。

※ 被処分者は、事故後に退職願を提出しており、本件処分の発令に併せて、被処分者の辞職を承認した。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 32歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和8年9月2日

4 処分理由

令和7年6月24日及び同月25日、商業施設内の眼鏡販売店において、眼鏡フレーム3点計148,500円相当を窃取した。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 40歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和8年9月2日

4 処分理由

令和7年9月16日から同年11月17日までの間に、勤務校生徒に対して、定期考査の問題に関する情報を計6回漏えいするなどした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校

- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 24 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和8年9月2日

4 処分理由

令和4年5月上旬頃の日から令和6年3月31日までの間に、当時勤務校において、学校徴収金の納入状況の確認を怠るなどして、合計4,686,540円の未返金、1,123,345円の過誤払及び1,033,564円の不明金を生じさせるなどした。

5 管理・監督者等に関する事項

(1) 当時経営企画室長

ア 職名等

(ア) 職 名 経営企画室長

(イ) 年 齢 57 歳

(ウ) 性 別 男

イ 処分内容

戒 告

ウ 発令年月日

令和8年9月2日

エ 処分理由

当時勤務校において、同校主事に対して、学校徴収金に係る事務について、適正な監督及び指導を怠り、同主事が、上記4の行為を行う事態を招くなどした。

(2) 当時経営企画室長

ア 職名等

(ア) 職 名 課長代理

(イ) 年 齢 63 歳

(ウ) 性 別 女

イ 処分内容

戒 告

ウ 発令年月日

令和8年9月2日

エ 処分理由

当時勤務校において、同校主事に対して、学校徴収金に係る事務について、適正な監督及び指導を怠り、同主事が、上記4の行為を行う事態を招いた。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 27歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和8年9月2日

4 処分理由

令和7年4月11日、酒気を帯びた状態で自転車を運転し、路上を走行した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

